

水戸市使用料等審議会

(第 7 回)

令和7年11月26日(水) 午前10時

水戸市役所4階 中会議室4

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 答申(案)の検討について
 - (2) その他
- 3 閉 会

(資料)

- ・水戸市使用料等の額の算定及び改定について(答申)(案)

(案)

使 審 答 申 第 1 号

令 和 7 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会
会 長

水戸市使用料等の額の算定及び改定について(答申)

令和7年8月20日付け財政諮問第1号で諮問のあった水戸市使用料等の額の算定及び改定について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料及び手数料の現状と検討の対象

市は、公共施設の利用や役務の提供などの市民サービスの対価として、様々な使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を受益者から徴収しており、これらの令和6年度決算は、公営企業会計を除き、使用料は約20億3,900万円、手数料は約11億9,900万円、合計で約32億3,800万円となっています。

使用料等は、市民サービスを安定的に提供するための貴重な財源であり、市民負担の公平性と受益者負担の適正化を図る観点から、サービスの提供に要するコストと料金の割合を示す受益者負担率に加え、サービスの内容や他自治体の状況、社会経済情勢等を考慮しつつ、定期的に額の見直しを行う必要があります。

このような考え方のもと、本年度においては、市営住宅家賃使用料や戸籍手数料など、法令の規定等により市の裁量の余地がないもの、ごみ処理手数料や水道料金、下水道使用料など、他審議会で検討を行うものなど、一部の使用料等を除き、全ての使用料等を対象として、見直しの検討を行いました。

2 審議の経過

使用料等については、受益者の範囲や利用の必要性など受益の性質がそれぞれ異なることから、受益者負担の適正化を検討する際の目安として、サービスごとに受益者負担率の基準を定めています。

審議に当たっては、検討対象とした使用料等のうち 35 件について、担当課から提出された調書に基づき、決算額や過去の改定の経緯、施設運営や事務処理に要するコスト、令和 6 年度決算により算定した受益者負担率、他自治体の料金などの確認を行いました。

そして、これらの使用料等のうち、実際の受益者負担率が基準と乖離しているものなど 16 件について、担当課へのヒアリングを実施し、より詳細に調査するとともに、ヒアリングの結果を踏まえ、受益者負担の適正化に向けて見直しの検討を行いました。

以上の審議を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

3 受益者負担の適正化に向けた提言

(1) 総括的な提言

受益者負担率の基準については、平成 16 年度の審議会において定めてから、長期間にわたり見直しておらず、使用料等を徴収するサービスの性質や実態に合っていないものが見受けられることから、他自治体の事例等も踏まえた上で、より適正なものとなるよう基準の見直しを行うこと。

また、受益者負担率の算定方法について、ネーミングライツや広告料収入など、創意工夫による財源確保策の成果を反映できるよう見直しを図ること。

(2) 各使用料等に対する提言

ア 自転車駐車場使用料

運営の効率化及び経費削減を図るため、人員配置の見直しを行うとともに、最新のデジタル技術を活用した施設管理の自動化について、早急に方針を決定し実施すること。

その上で、受益者負担率の基準を達成するための料金体系のあり方について、検討を進めること。

イ 芸術館塔入場料

入場者数の増加を図るため、市内外に向けて施設の積極的なPR活動に取り組むとともに、芸術館における有料の公演や展覧会等を観覧する方を対象に、利用当日に限り使用料の割引を行うなどの新たな取組を検討すること。

また、ネーミングライツの導入をはじめとした財源確保策を検討すること。

ウ 市民会館使用料

指定管理者に対する管理監督を徹底し、利用者数の増加と市民がより利用しやすい施設運営に取り組むこと。

特に、音楽室や工作室など一部の諸室の利用が少ないことから、施設に空きがある際に実施している市民向けの割引サービスを拡充し、利用率の改善に取り組むこと。

また、指定管理者の自主事業に伴う使用料の減免や施設の優先予約が、受益者負担率の向上や市民の施設利用の支障となっている可能性があることから、自主事業のあり方を見直すこと。

エ 老人福祉センター使用料（入浴施設）

多額の運営経費が生じているにもかかわらず、利用者数が少ない状況にあることから、入浴施設を健康トレーニングルームに改修することにより、経費削減と利用者数の増加を実現した他市の先行事例等を参考に、入浴施設のあり方を抜本的に見直すこと。

また、高齢者のみならず広く市民に利用されるよう、積極的なPR活動に取り組むこと。

オ ふるさと農場使用料

施設管理に係る人件費が過大であることから、指定管理者制度の導入や民間委託による職員体制の見直しを検討すること。

特に、栽培技術指導員については、インターネット等により農作物の栽培方法の情報が誰でも簡単に得られる現状を踏まえ、常駐の配置を早急に見直すとともに、栽培技術指導に係る新たな使用料の徴収について検討を行うこと。

カ 少年自然の家使用料

団体利用の更なる促進を図るため、小・中学校、高等学校、大学等の教育機関に対するPR活動を強化するとともに、森林公園やふるさと農場との連携により、新たな体験活動を実施するなど、プログラムの充実に取り組むこと。

また、利用者が少ない冬期の利用を促進するため、冬期に限定した使用料の割引制度を導入するとともに、施設に空きがある際は、生涯学習を推進する観点から、個人での利用も可能とするなど、利用者の対象の拡大を検討すること。

キ 体育施設使用料

人件費の上昇や物価高による運営費の増加に対応するとともに、施設の安全対策や老朽化した設備の改修を推進するため、施設全般において平均10%程度の料金引き上げを実施すること。

照明及び空調設備使用料については、照明のLED化や電気料金の上昇を踏まえ、施設全般における見直しを早急を実施するとともに、あらかじめ施設使用料に含めて徴収する料金体系への見直しについても、あわせて検討すること。

また、ネーミングライツの導入をはじめとした財源確保策の拡充を図るとともに、利用者の利便性向上と施設運営の効率化に向けて、キャッシュレス化の推進に取り組むこと。

さらには、市立競技場及び東町運動公園体育館において、水戸ホーリーホック及び茨城ロボッツを支援するため、長年にわたり多額の使用料の減免を行っているが、減免開始時と比較すると両チームの経営状況も大きく変化していることから、減免のあり方の見直しを検討すること。

ク 駐車場使用料（特別会計）

利用者数の増加を図るため、積極的なPR活動に取り組むとともに、近隣の民間駐車場の料金を精査した上で、赤塚駅北口駐車場を含めた使用料の見直しを検討すること。

また、五軒町立体駐車場については、今後、一般会計からの赤字補てんが必要な運営状況となる可能性が極めて高いことから、指定管理者からの提案に加え、市においても、まちなかに立地する特性を最大限に活かし、周辺店舗との連携事業などの利用促進策を率先して実施することにより、受益者負担率の改

善を早急に進めること。

ケ 印鑑登録証明書交付手数料及び住民基本台帳手数料

市民の利便性向上を図る観点から、コンビニ交付を推進するため、コンビニ交付に係る手数料を300円から250円に引き下げること。

また、コンビニ交付手数料の引き下げにより、市民課等の窓口において、証明書の発行件数の減少と市職員の業務負担の軽減が見込まれることから、職員体制の見直しをあわせて実施することにより、手数料引き下げの財源を確保すること。

さらには、コンビニ交付について、積極的な周知を図るとともに、発行できる証明書の対象拡大についても検討すること。

コ 自転車保管手数料

現行の手数料は、放置自転車の保管日数によらず一律2,000円となっていることから、保管日数に応じて手数料が増加する新たな料金体系を導入すること。

また、放置自転車が大幅に減少している実態を踏まえ、撤去業務の委託内容を抜本的に見直すことにより、更なる経費削減に取り組むこと。